



アグリノート
米市場
KOME-ICHIBA

アグリノート米市場での インボイス制度対応について

アグリノート米市場サポートチーム

目次

1. **インボイス制度**とは？
 - (1) 消費税制度について
 - (2) 仕入税額控除について
 - (3) インボイス制度開始後の影響について

2. **アグリノート米市場でのインボイス対応**について
 - (1) 取引価格について
 - (2) 登録情報の管理について
 - (3) 書類の代理発行(交付)について
 - (4) 取引条件について

※令和5年3月時点の情報となりますのでご了承ください。

1

インボイス制度とは？

令和5年10月開始インボイス制度とは？



➤ **課税事業者**であることを請求書や領収書で証明する制度

➤ インボイス(適格請求書)を発行できるのは、税務署に登録した

「適格請求書発行事業者」

➤ 仕入税額**控除**を受けるには、**インボイス(適格請求書)の保存**が必要

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円 ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④

③ → * 軽減税率対象

<インボイス(適格請求書)記載事項>

- ① 適格請求書発行事業者名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者名又は名称

(1) 消費税制度について

消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の**複数税率**です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

現在

仕入れにかかった消費税額を
売上で得た消費税額から

差し引いて納付

仕入税額控除

※左図は消費税率10%で計算
(玄米の売買については軽減税率8%が適用)

(2) 仕入税額控除について

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

令和5年10月
以降

仕入税額控除を受けるには
適格請求書の「保存」が要件に。

つまり…

仕入税額控除を受けるには

**仕入先が
適格請求書発行事業者**で

かつ

適格請求書の発行が必須！

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存 ここが変わります

(3) インボイス制度開始後の影響について



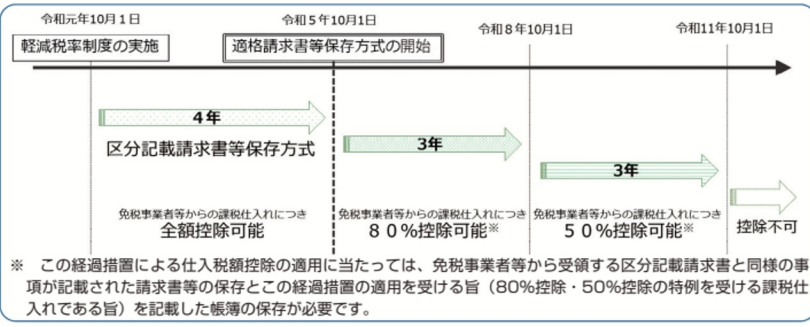
仕入先が

「適格請求書発行事業者」ではない場合
インボイス(適格請求書)の発行ができない

仕入税額控除が
受けられなくなる

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

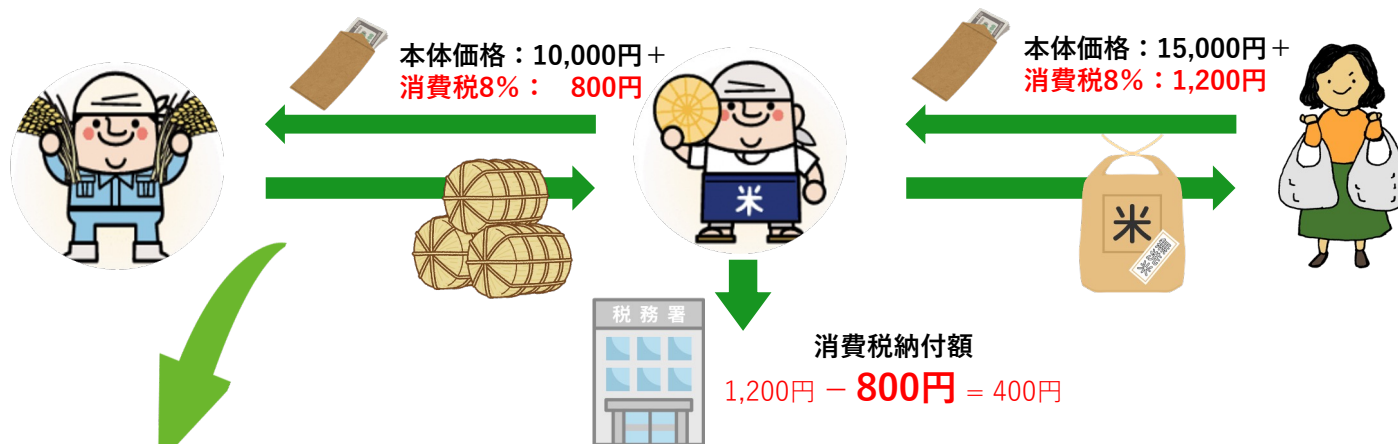


※制度開始後6年間は
経過措置があります

令和5年10月1日～令和8年9月31日は課税仕入の80%
令和8年10月1日～令和11年9月31日は課税仕入の50%

(3) インボイス制度開始後の影響について(仕入税額控除の確認)

※適格請求書発行事業者との取引の場合



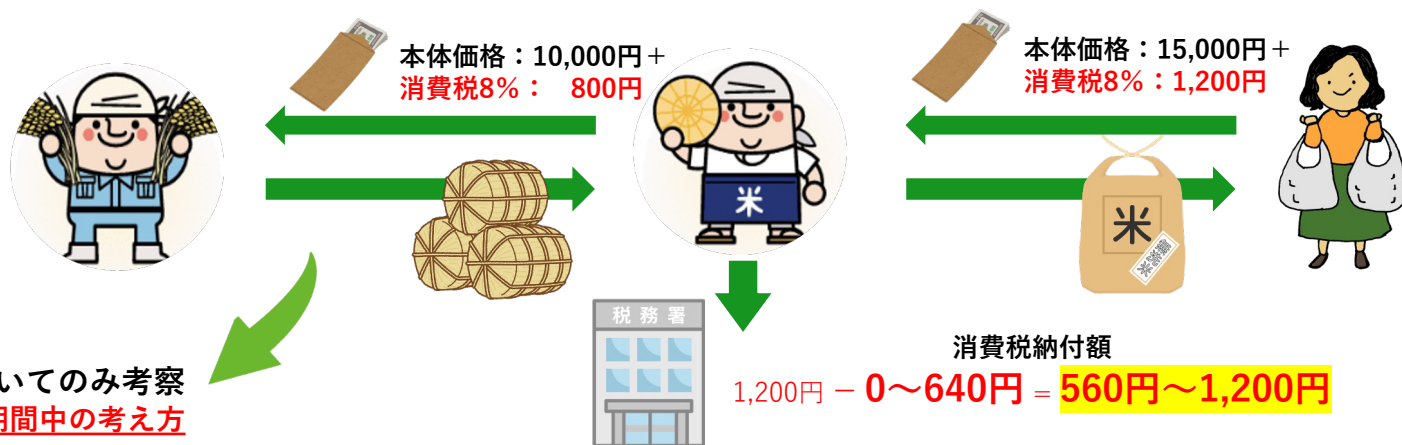
仕入れについてのみ考察

(例)
 仕入本体：10,000円＋
 消費税8%：800円

	～令和5年9月	令和5年10月～ 令和8年9月	令和8年10月～ 令和11年9月	令和11年10月 ～
①売り手への支払	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円
②仕入税額控除	800円	800円	800円	800円
③実仕入額 (①－②)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
仕入増減 (800円－②)	0円	0円	0円	0円

(3) インボイス制度開始後の影響について(仕入税額控除の確認)

※免税事業者との取引の場合



仕入れについてのみ考察
 ※経過措置期間中の考え方

(例)
 仕入本体：10,000円＋消費税8%：800円

	～令和5年9月	令和5年10月～令和8年9月	令和8年10月～令和11年9月	令和11年10月～
①売り手への支払	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円
②仕入税額控除	800円	640円	400円	0円
③実仕入額 (①－②)	10,000円	10,160円	10,400円	10,800円
仕入増減 (800円－②)	0円	+160円	+400円	+800円



2

アグリノート米市場での
インボイス対応について

(1) 取引価格は変動しません



税込価格での表示・取引なので

インボイス制度施行後も、適格請求書発行事業者・免税事業者の**取引価格は同額**

オファー登録(公開)時期	取引価格(成約価格)	売り手(生産者)	取引日 (玄米引取日 = 「積日」)	仕入税額控除 ※参照：1-(3)	備考
令和4年10月以降 <u>令和5年産から取引日によりインボイス制度が適用</u>	税込価格	適格請求書発行事業者	～令和5年9月	全額	
			令和5年10月～	全額	適格請求書を発行
		免税事業者	～令和5年9月	全額	
			令和5年10月～令和8年9月	80%	適格請求書の発行不可
			令和8年10月～令和11年9月	50%	適格請求書の発行不可
			令和11年10月～	0%	適格請求書の発行不可

・適格請求書発行事業者：事業者登録後、売り手から適格請求書発行事業者である旨の**通知が必要**

(2) 登録情報を米市場システム上で管理



売り手は適格請求書発行事業者の登録情報を入力できる。
買い手は登録情報を閲覧できる。

売り手



情報
登録



情報
登録



情報
登録



- ・ 適格請求書発行事業者名
- ・ 登録番号

買い手



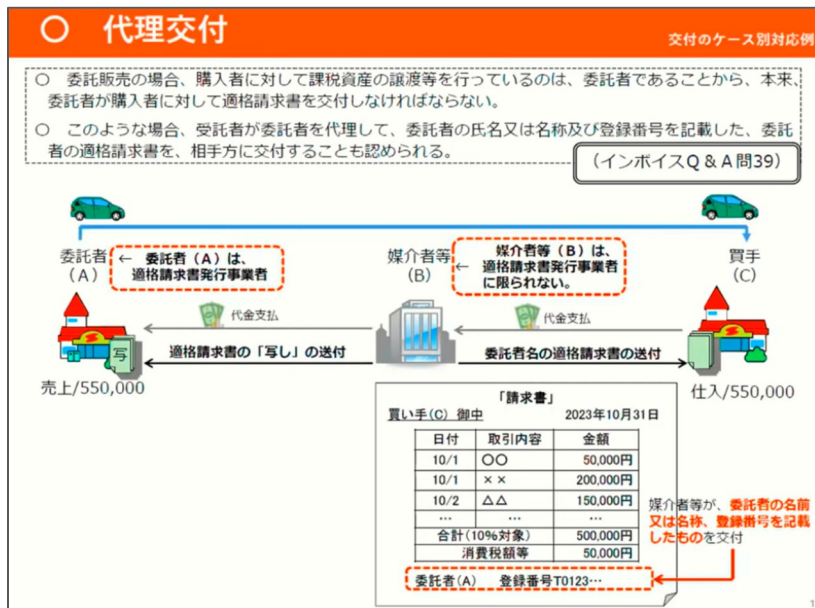
閲覧

(3) 書類を代理発行(交付)するので、簡単・便利・安心



売り手生産者に代わり

必要情報の入った請求書をウォーターセルが代理で発行・交付します



入力していただいた
「事業者名」「登録番号」を
ウォーターセルが書類に明記します。

出典：国税庁動画チャンネル

「【テーマ別編その2】「交付のケース別対応例」(インボイス制度に関するオンライン説明会の模様、令和3年11月実施)」より抜粋
https://www.youtube.com/watch?v=GxPj5DvBUkE&list=PLu9kixYofBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc&index=5

(4) 取引条件について



取引に「**適格請求書発行事業者限定**」の条件が付けられます

事前契約オファーを作成

追加

特別条件
適格請求書発行事業者限定

特別条件メモ

保存

買い手は特別条件として、
「**適格請求書発行事業者限定**」
を選択できます



売り手は、
「**適格請求書発行事業者**」の
登録がないと、
お取引いただけないケースが
発生します

アグリノート 米市場 KOME-ICHIIBA 新潟県

FM部 米デモ用
中島均

ホーム
オファー
取引案件

オファー詳細

適格請求書発行事業者限定

特別条件のメモ
特別条件メモ

有料 管理者



アグリノート
KOME-ICHIBA

米市場

適格請求書発行事業者へのご登録はお早めに！

※インボイス制度の詳細は国税庁のHPをチェック

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>





※アグリノート米市場や動画に関するお問い合わせはこちら

<https://agri-note.jp/kome-ichiba/form/contact/>

